

奈情審第67号
令和8年3月26日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 上田 健介

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和7年12月15日付け奈総総第263号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 行文第07-15号】

令和7年8月12日付け奈健政第55号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 8 7 号

諮問：行文第 0 7 - 1 5 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が行った、令和 7 年 8 月 1 2 日付け奈健政第 5 5 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 7 年 7 月 2 9 日に奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、「令和 7 年度飲食店における受動喫煙対策キャンペーン（厚生労働省から依頼があったもの。期間：世界禁煙デー（5 月 3 1 日（土））前後 1 週間（5 月 2 6 日（月）から 6 月 6 日（金））について、調査結果の提出に係る起案決裁文書」についての行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

2 処分庁の決定

処分庁は、「令和 7 年度飲食店における受動喫煙対策キャンペーンの実施結果について（令和 7 年 6 月 1 8 日決裁）」を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定し、本件対象行政文書のうち、発出文書に記載された業務担当者のメールアドレスは、公にすることにより当該業務に対する嫌がらせや不当な干渉等がなされる、あるいは不特定多数の者から本来の業務以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該業務の適正な遂行に支障をきたすおそれのある条例第 7 条第 6 号の不開示情報に該当するとして、令和 7 年 8 月 1 2 日付けで部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 7 年 1 1 月 1 7 日に、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件処分で特定された文書は、以下の理由により処分庁が保有する行政文書でないことが分かった。したがって、本件処分は取消しを免れない。

条例第33条は、「実施機関は、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。」と規定するところ、本件処分で特定された文書を検索するための資料が一般の利用に供されているという事実はない。

第4 処分庁の説明の要旨

1 弁明の理由

審査請求人は、条例第33条に規定する検索資料がないことを理由に、本件処分で特定された文書について、処分庁が保有する行政文書でないと主張するが、本件対象行政文書は、奈良市行政文書管理規則（令和4年奈良市規則第11号）及び奈良市行政文書管理規程（令和4年奈良市訓令甲第1号）に基づき、処分庁の健康医療部医療政策課（以下「**本件担当課**」という。）が作成、管理等を行う行政文書である。条例第33条に規定する検索資料の有無が、行政文書に該当するか否かを左右するものではなく、処分庁は、本件開示請求に対して、請求対象となる行政文書を適切に特定したものである。

2 結論

したがって、本件処分は、適法又は妥当なものであり、審査請求には理由がなく、本件審査請求を棄却するよう求める。

第5 審査会の判断

審査請求人及び処分庁それぞれの主張を踏まえ、審査した結果、次のとおり判断した。

1 争点

(1) 本件対象行政文書について

審査請求人は、本件対象行政文書は処分庁の保有しない行政文書であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

これに対し処分庁は、処分庁の作成・管理する行政文書である旨主張している。

当審査会において本件対象行政文書を見分したところ、本件対象行政文書は、本件担当課が令和7年度において飲食店における改正健康増進法の施行状況確認のために調査を実施し、その結果を国に報告するにあたって作成した決裁文

書である。本件対象行政文書からは、本件担当課の職員が起案し、決裁権者による決裁が完了していることが確認でき、本件対象行政文書について本件担当課が作成・管理しているという処分庁の弁明に特段不自然、不合理な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、条例第33条に規定する検索資料が一般の利用に供されていないことを指摘する。この点、総務課に確認したところ現状において当該資料が一般の利用に供されていない事実が認められるが、審査請求人の主張は、同条を根拠として「検索資料に登載されていないものは行政文書に該当しない」旨をいうものと解される。

そこで、条例第33条に規定する検索資料の有無が行政文書の該当性を左右するか否かについて、以下検討する。

2 条例の規定

(1) 条例第2条第2号

条例第2条第2号は、行政文書について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

同号は、行政文書の定義を定めることで、本条例の対象となる行政文書の範囲を画することを目的としており、行政文書に該当するか否かは、同号に規定する要件を満たすか否かによって客観的に定まるものである。

(2) 条例第33条

他方、条例第33条は、「実施機関は、行政文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。」と規定しているが、これは行政文書開示請求制度の利用者の利便性を図ることを目的とした実施機関の事務的な義務を定めた規定であり、検索資料への登載の有無が行政文書そのものの存在や法的性質を左右するものではない。

3 本件対象行政文書の行政文書該当性

上記のとおり、行政文書に該当するか否かについては、条例第2条第2号により判断されるのであって、条例第33条の検索資料の有無により左右されるものでないから、審査請求人の主張は採用できない。また、本件対象行政文書については上記1(1)のとおり、処分庁の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして保有していることが明らかである。

以上のことから、本件対象行政文書を行政文書として特定し、開示を決定した本件処分は妥当である。

4 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は次の点について付言する。

審査請求人が「検索資料が一般の利用に供されていない」と指摘した点については、市民の利便性向上の観点から、処分庁において、条例第33条に規定する検索資料を作成し、一般の利用に供するよう適切な措置を講じられることが強く望まれる。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和7年12月15日	審査庁から諮問を受けた。
令和8年 2月 6日	令和7年度第8回審査会 事案の審議を行った。
令和8年 3月16日	令和7年度第9回審査会 答申案のとりまとめを行った。
令和8年 3月26日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
上田 健介	上智大学法学部教授	会長
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
高谷 政史	弁護士	
中谷 祥子	弁護士	会長職務代理者
矢倉 良浩	弁護士	